

第3部 開発事業実施時における環境配慮

第4章 開発事業別環境配慮事項

1 開発事業と環境への影響

市内で実施される開発事業を9区分し、対象事業の内容と環境への影響の例を表4-1にまとめます。

開発事業が環境へ与える影響は、土地の改変などによる動植物の生息・生育地への悪影響に限らず、例えば、排水処理施設の供用や多自然川づくりなどにより、動植物の生息・生育地の向上につながることもあります。このように、開発事業を実施する際に環境配慮を行うことにより環境への影響をできる限り小さくするだけでなく、現状より向上させていくことも可能です。

表4-1 開発事業の区分と環境への影響の例(1/2)

事業区分	環境への影響の例
(1) 交通基盤整備事業	■ 道路については、供用後、車両の運行（渋滞など）による、排気ガス、騒音などの影響が発生する可能性がある。 ■ 基本的に切土・盛土よりも橋梁の方が、陸域における動植物の生息・生育地の消失を低減できるが、橋梁の存在は河川流況の変化による水生生物への影響が生じる可能性がある。 ■ 道路や線路などは線状の構造物となるため、動植物の生息・生育地の分断や移動阻害、ロードキル（轢死）などが生じる可能性がある。
(2) 河川・港湾整備事業	■ 河川や海岸などの整備は、河床・河岸、海岸の形状変更を伴うことから、動植物の生息・生育地及びその周辺環境に影響が生じる可能性がある。 ■ 三面護岸となっている場所を改修し、多自然川づくりを取り入れる場合は、動植物の生息・生育地が向上することが期待される。 ■ 河川や海岸は市民がよく利用する場所であり、身近な自然と触れ合える場所として重要な役割を果たすことが期待される。 ■ ダムの整備は、湛水による陸域における動植物の生息・生育地の消失、水量の増減による水域における動植物の生息・生育地の変化が生じる可能性がある。 ■ 用水路・放水路の整備は、陸域における動植物の生息・生育地の分断や移動阻害などが生じる可能性がある。 ■ 埋立・干拓、マリーナの建設は、海況の変化、水質汚濁や水中・水辺の生物に大きな影響が生じる可能性がある。
(3) 農用地整備事業	■ 農用地の造成は、自然性の高い地域の場合は、一定規模の土地や地形の改変を伴うことから、動植物の生息・生育地及びその周辺環境に影響が生じる可能性がある。 ■ 自然性の低い都市部の場合、農用地の持つ多面的機能が動植物や人と自然との触れ合いなどに重要な役割を果たすことが期待される。
(4) 面整備事業	■ 土地や地形の改変を伴う場合は、動植物の生息・生育地及びその周辺環境に、影響が生じる可能性がある。 ■ 高層建築物の建設は、その建築物の高さにより景観阻害の影響が考えられる。

表4-2 開発事業と環境配慮事項(2/2)

事業区分	環境への影響の例
(5) 公園整備事業	■ 公園の建設は、一定規模の土地や地形の改変を伴うことから、自然性の高い地域の場合は、動植物の生息・生育地及びその周辺環境に影響が生じる可能性がある。 ■ 自然性の低い都市部の場合、植栽や自然地を復元することにより、動植物の生息・生育地として重要な役割を果たすことが期待される。 ■ 公園は、良好な景観の創出や、スポーツ・レクリエーション・散策・遊びなどの日常生活に欠かせない活動の場として、快適環境の創出に重要な役割を果たしている。
(6) 上下水道施設整備事業	■ 浄水場及び浄化センターなどの建設は、一定規模の土地や地形の改変を伴うことから、動植物の生息・生育地及びその周辺環境に影響が生じる可能性がある。 ■ 下水道の供用により、該当地域の水質環境が向上し、流域の水域における動植物の生息・生育地が向上する。
(7) 廃棄物処理施設整備事業	■ 廃棄物処理施設の建設は、一定規模の土地や地形の改変を伴うことから、動植物の生息・生育地及びその周辺環境に影響が生じる可能性がある。 ■ ごみ処理施設やし尿処理施設、産業廃棄物中間処理施設の供用後は、排気ガスや処理水などが発生する場合があります。施設周辺や放流先の水域における動植物の生息・生育地などに影響が生じる可能性がある。
(8) 土砂採取・残土処理事業	■ 土の採取などや残土の処理は、一定規模の土地や地形の改変を伴うことから、動植物の生息・生育地及びその周辺環境に影響が生じる可能性がある。 ■ 土の採取などや残土の処理を行う際には、大型トラックなどが頻繁に出入りすることが想定されることから、ロードキルが発生する可能性がある。
(9) 発電事業	■ 発電所の建設は、一定規模の土地や地形の改変を伴うことから、動植物の生息・生育地及びその周辺環境に影響が生じる可能性がある。 ■ 火力発電所の建設は、温排水による海洋における動植物の生息・生育地への影響が生じる可能性がある。 ■ 水力発電所の建設は、山間部の河川流域や森林の改変、流量や水質の変化による河川下流の水域における動植物の生息・生育地への影響が生じる可能性がある。 ■ 風力発電所の建設は、鳥類の衝突（バードストライク）や景観阻害などの影響が生じる可能性がある。

2 環境配慮の実施手順

開発事業を実施する際の環境配慮は、図4-1の手順で行います。

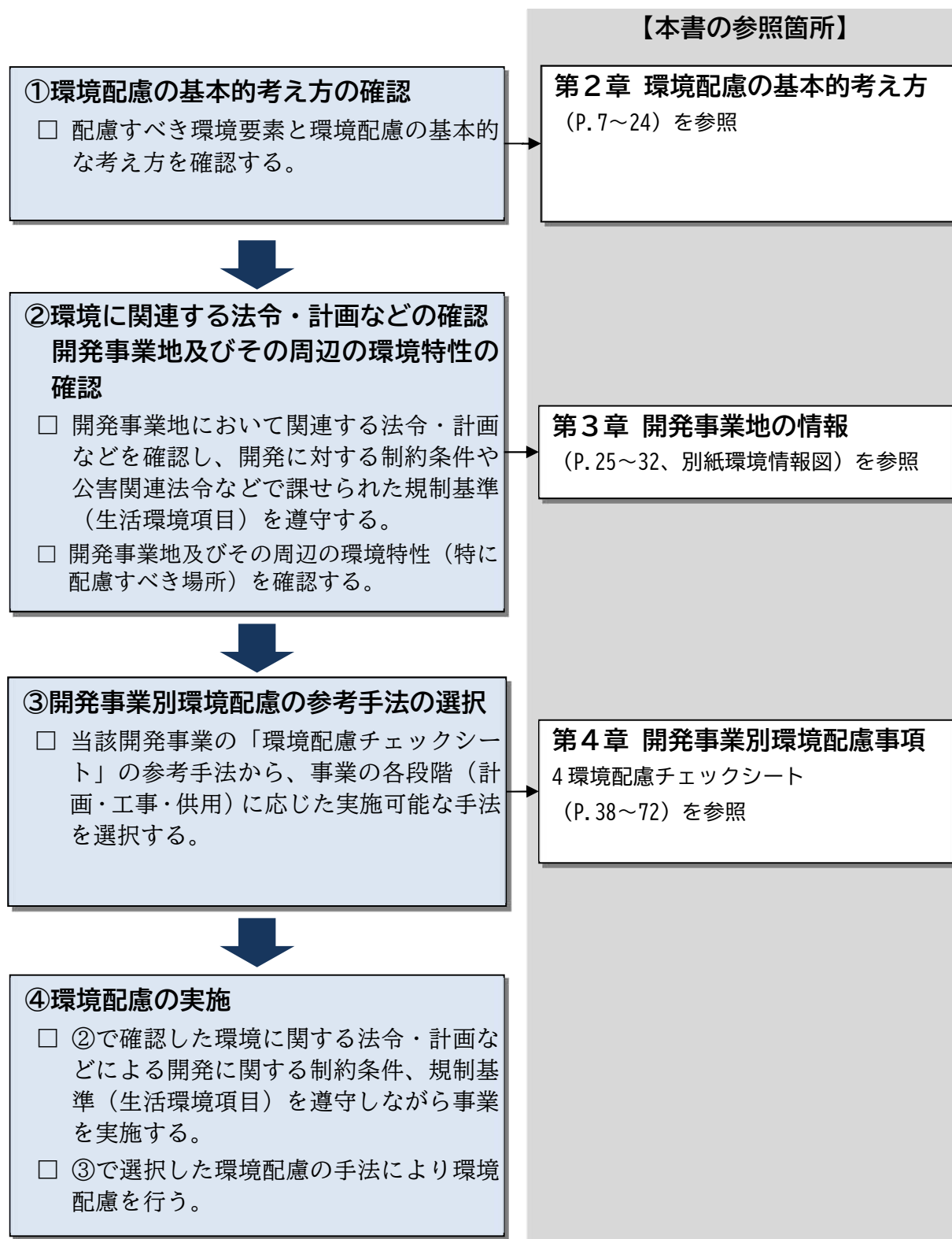


図4-1 環境配慮の実施手順

3 環境配慮事項の選定

環境配慮事項は、表4-2に示す開発事業ごとに選定します（●印）。

表4-2 開発事業と環境配慮事項

環境要素	配慮事項	開発事業								
		(1) 交通基盤整備事業	(2) 河川・港湾整備事業	(3) 農用地整備事業	(4) 面整備事業	(5) 公園整備事業	(6) 上下水道施設整備事業	(7) 廃棄物処理施設整備事業	(8) 土砂採取・残土処理事業	(9) 発電事業
共通	環境に配慮した計画・工事の検討や工程管理	●	●	●	●	●	●	●	●	●
生活環境	A 市民が安全・安心に暮らせる生活環境の創出	A1	●	●	●	●	●	●	●	●
		A2	●	●	●	●	●	●	●	●
		A3	●	●	●	●	●	●	●	●
		A4				●	●	●		●
		A5	●	●	●	●	●	●	●	●
生物多様性	B 動植物の生息・生育地の保全（守る）	B1	●	●	●	●	●	●	●	●
		B2	●	●	●	●	●	●	●	●
		B3	●	●	●	●	●	●	●	●
		B4	●	●	●	●	●	●	●	●
		B5	●	●	●	●	●	●	●	●
	C 動植物の生息・生育地における連続性の確保（つなげる）	C1	●	●	●	●	●	●	●	●
		C2	●	●	●	●	●	●	●	●
	D 動植物の生息・生育地の保全・創出（もどす）	D1	●	●	●	●	●	●	●	●
		D2	●	●	●	●	●	●	●	●
		D3	●	●	●	●	●	●	●	●
		D4	●	●	●	●	●	●	●	●
	E 地域性種苗による緑化・外来種の拡散防止（抑える）	E1	●	●	●	●	●	●	●	●
		E2	●	●	●	●	●	●	●	●
快適環境	F 景観の保全・創造	F1	●	●		●	●	●		●
		F2	●	●	●	●	●	●	●	●
		F3	●	●	●	●	●	●	●	●
	G 人と自然との触れ合いの活動の場の保全・創造	G1	●	●	●	●	●	●	●	●
		G2	●	●		●	●	●		●
	H 歴史・文化的遺産の保全	H	●	●	●	●	●	●	●	●
地球環境	I 省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用・資源の有効利用	I1	●	●	●	●	●	●	●	●
		I2	●	●	●	●	●	●	●	●

A1 生活環境全般への配慮

A2 大気環境への配慮

A3 水環境への配慮

A4 土壌環境への配慮

A5 騒音・振動への配慮

B1 動植物の生息・生育地における改変の回避・低減

B2 工事による改変の最小化

B3 建設作業機械や工事車両による影響の低減

B4 道路や施設の設置による影響の低減

B5 濁水の流出や水量の減少による影響の低減

C1 樹林地や水辺の連続性の確保

C2 動物のロードキル（轢死）や落下防止

D1 生息・生育地の復元

D2 樹林地の適正管理

D3 動植物の新たな生息・生育地の創出

D4 動植物の移動・移植

E1 地域性種苗による緑化

E2 外来種の拡散防止

F1 魅力的な市街地景観の形成

F2 恵まれた自然景観の保全

F3 暮らしの景観（地域景観）の保全・創出

G1 人と自然との触れ合いの活動の場の改変の回避

G2 人と自然との触れ合いの活動の場の保全・創出

I1 省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用

I2 資源の有効利用

4 環境配慮チェックシート

開発事業別の環境配慮事項及びその参考手法を、配慮の検討が必要な段階ごとに、次ページ以降に示します。実際に環境配慮を検討する際に活用してください。

なお、参考手法は、主に各開発事業の一般的な特性から想定される具体的な手法を選択肢として挙げたものであり、当該開発事業や開発事業地の特性を踏まえて、実施可能な範囲で選択してください。また、環境配慮チェックシートに記載のない環境配慮の取組みを妨げるものではありません。